

次期八尾市こどもいきいき未来計画策定支援等業務委託仕様書

1. 業務名

次期八尾市こどもいきいき未来計画策定支援等業務

2. 業務の目的

本業務は、八尾市こどもいきいき未来計画（以下、「現計画」という。）が令和7年3月末をもって終了することに伴い、計画期間を令和7年度からの5年間とし、現計画を引き継いだうえで、こども基本法（以下、「法」という。）第10条第2項に規定される市町村こども計画として位置づける次期八尾市こどもいきいき未来計画（以下、「次期計画」という。）を策定するため、アンケートによるニーズ調査、その調査結果やその他の本市提供データを基にしたデータ分析及び計画策定の基礎資料となる現状分析、課題把握、人口及びニーズ推計等次期計画を策定するにあたり必要な支援を行う。

3. 計画の位置づけ等

次期計画は、以下の（1）～（7）の計画を包含して作成するものである。

また、策定にあたっては、現在、国が策定を進めている、こども大綱を勘案するとともに、国、大阪府（以下、「府」という。）等の子ども・子育て支援の動向、関係法令等の制定・改廃、市の関連計画の動向にも十分留意すること。

- （1）市町村こども計画（法第10条第2項に規定）
- （2）市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に規定）
- （3）市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）
- （4）母子家庭等及び寡婦自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定）
- （5）母子保健計画（母子保健計画策定指針に規定）
- （6）市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）
- （7）市町村における子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定）

4. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5. ニーズ調査の概要

（1）調査の種類、調査対象者、対象者数

調査の種類	調査対象者	対象者数
① 就学前児童の保育に関する現状及び保護者ニーズ調査	就学前児童の保護者	3,500人
② 若者意識調査	高校生相当年齢以上の若者 (15歳～39歳)	3,000人

（2）抽出方法 市が住民基本台帳から無作為抽出

(3) 調査方法 郵送による配付、郵送又は WEB 回収

(4) 実施時期 令和 5 年 12 月頃

※制度改正や国の指針の見直し等により、市と受託者との協議により、調査の種類や対象者数等を変更する場合がある。

※若者意識調査とは、家庭や学校、地域などでの生活実態や意識を調査するもの。

6. 業務の内容

業務の目的を達成するための内容は、以下のとおりとする。

また、実施にあたっては、市の WEB サイトやまちのコインなど、本市の社会資源の活用を含めて取り組むものとする。

(1) ニーズ調査業務

① ニーズ調査の調査項目の決定にかかる提案、助言並びに支援

ア 現計画に定める事業の現状把握を行い、次期計画の策定に向けて、各施策の見直しや新たな施策展開に向けての基礎資料となるよう、専門的知識及び経験に基づき、現計画の評価等必要な調査項目や分析方法等の提案や助言、支援を行う。

イ 前述の 5. (1) -①については、経年変化を把握することに留意し、項目を設定すること。

ウ 八尾市子ども・子育て会議（以下、「会議」という。）等で意見のあった項目については、追加や修正等の変更を行うこと。

② 調査票の配付、回収、開封及び確認・整理、アンケート調査用 WEB サイトの構築

ア 調査票及び配付用封筒並びに返信用封筒は、デザイン等を含め市と協議を行ったうえで決定し、作成する。（版下作成、印刷、製本（調査票に限る。））また、WEB サイトでも回答できるよう、市と協議を行ったうえでアンケート調査用 WEB サイトを構築し、WEB 回答が増えるよう回答の一時保存等ができるなどの工夫を行うこと。なお、回答にあたっては、郵送と WEB の重複回答を防ぐ措置を講ずること。

イ 受託者は、市が提供する調査対象者の住所、氏名等のデータを元に、宛名ラベルを作成し配付用封筒へ貼付、又は配付用封筒へ直接宛名を印刷し、調査票及び返信用封筒を封入・封緘し、発送すること。

ウ 回収率を上げるため、お礼状と催促状を兼ねたリマインドを実施すること。

エ 発送にかかる郵便料は、受託者が負担するものとする。調査票の返信にかかる郵便料は市が負担する。

オ 回収、回答された調査票を開封し、確認・整理を行う。

③ データ入力、集計及び分析並びに報告書の作成

ア 調査票の回答は、すべて数値又はテキスト（自由回答欄等）で入力すること。

イ 入力したデータを単純集計並びにクロス集計し、集計結果から見る全体像や設問別の分析をまとめ、ニーズ調査結果をわかりやすくまとめた報告書を作成すること。なお、報告書の作成にあたっては経年変化がわかるよう留意すること。

ウ 子どもの人口の推移や推計のほか、市全域及び提供区域ごとの基礎的なデータも作成すること。

エ 国が示す指針や基準に基づき、就学前教育・保育や地域子ども・子育て支援事

業の「量の見込み」や「確保方策」等を検討できるよう、集計して分析を行うとともに、現計画の評価・分析を行い、次期計画の策定に向けた課題をまとめること。

オ 国や府への報告に必要なデータ等の算出に随時対応すること。

カ 上記のほか、次期計画の策定に向けて、就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を推計する。また、「確保方策」、「提供区域の設定」を検討する際に必要となる基礎資料は、市と協議のうえ、適宜提案すること。

キ 報告書への記載については、市と協議のうえ、決定すること。

(2) 会議運営支援等業務

会議（令和5年度3回、令和6年度6回程度開催予定。1回あたり1～2時間程度。）が円滑に運営できるよう、会議の開催前に市と協議を行い、資料作成、必要な助言、会議への出席、議事録の作成等、会議運営の支援を行うこと。なお、議事録の作成については、全文は開催日から2営業日以内、概要版は開催日から3営業日以内に提出すること。また、会議での検討結果をその後の業務に反映させること。

なお、会議の開催時期及び主な資料等の想定は下表のとおり。

開催時期（予定）	主な資料等
令和5年 9月頃 (第1回策定部会) ※	・ニーズ調査 調査項目（案） 等
令和6年 2月頃 (第2回策定部会) ※	・ニーズ調査 アンケート結果報告 等
令和6年 3月頃 (八尾市子ども・子育て会議)	・調査報告書 等 ・こどもの意見聴取に係る取組み等企画内容 等
令和6年 4月 ～ 令和7年 3月	・ニーズ調査結果等を踏まえた次期計画策定作業 (八尾市子ども・子育て会議及び策定部会での協議・検討 6回程度)

※策定部会…八尾市子ども・子育て会議の専門部会で、八尾市子ども・子育て支援事業計画を分掌する。

(3) 第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画の策定支援

推計人口等や市民ニーズ調査の結果に基づき、就学前教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、それに対応する「確保方策」案を提示すること。

(4) 母子家庭等及び寡婦自立促進計画の策定支援

母子家庭等及び寡婦から聴取した事項や大阪府こどもの生活実態調査の結果に基づき、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定される事項に関する案を提示すること。

(5) 現状の分析及び課題の整理

市の子ども・子育て支援を取り巻く現状や子ども・子育ての施策等に関する課題を抽出・整理し、課題を解決するための方策等を提案すること。なお、分析等に当たっては、本業務におけるニーズ調査に加え、市が他に実施する「子どもの生活に関する実態調査」等の結果を踏まえること。

(6) こどもの意見聴取及び意見反映に関する取組み支援

法第11条に基づき、こどもの意見やアイデアを広く聴取するための取組みを企画・運営し、次期計画へ反映すること。また、意見聴取及び意見反映の取組みは、計画策定後も継

継続的に実施できるものであること。

なお、取組みの企画等については、ニーズ調査結果等を踏まえるとともに、聴取のみを目的とせず、こどもの社会参画につながる学びや体験に資するものであること。また、こどもだけではなく、子育て当事者等関係者からの意見も聴取し、反映させること。その実施手法については、対面に限らない。

取組み等の企画にあたり、テーマ及びその設定趣旨・背景、こどもの意見を引き出すための工夫・方策、聴取した意見の整理・分析・利活用方法（次期計画への反映、こどもへのフィードバック等）を市へ適宜報告すること。

なお、取組み等の企画に必要なコンテンツ（例：意見聴取用 WEB サイト等）は、受託者にて用意すること。ただし、作成は市と協議のうえ行うこと。

（7）次期計画素案の作成

施策の体系、推進していくための方策等を明確にしたうえで、次期計画の素案を作成すること。また、素案は、会議の審議や検討結果等に基づき、修正等を行うこと。

（8）パブリックコメントの実施支援（意見の集約、分析、資料作成等）

次期計画策定に関して市が実施する市民向けパブリックコメントについて、意見の集約、分析、資料作成に対する支援を行うこと。

（9）国、府及び他市の情報収集及び活用

国、府及び先進自治体の子ども施策の動向や取組事例について、市へ情報提供をするとともに、施策・事業に活用すること。

（10）次期計画等の効果的な制作・広報

次期計画書等について、こどもを含むすべての市民に広く伝わる親しみやすいデザイン・レイアウトで作成するとともに、動画やアニメーションで紹介する等だれもが理解できるような工夫や効果的な手段を講じること。

広報手段についても同様に広く伝わる効果的な情報発信手段、コンテンツ等を提案すること。また、情報発信手段は計画策定後も継続的に発信できる内容を提案すること。

7. 業務遂行における運営管理

（1）実施体制の確保

受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な実施体制と実施スケジュールで臨むこと。市との連絡調整担当者を必ず配置すること。実施体制及び実施スケジュール（工程表）を作成し、市の確認を受けること。

（2）運営管理

本業務の進捗状況報告や市との意見交換などを定期的に行うこと。本業務に関する打合せ等は、市の会議室又はオンライン等で実施し、受託者が議事録を作成すること。

8. 成果品

以下の（1）～（3）の成果品について、市指定による形式のデータを磁気記録媒体等で作成し、納入すること。また、計画策定支援のために作成した資料、検討過程における分析結果等のデータについても、随時磁気記録媒体等で納入すること。

なお、印刷指定があるものについては、下記に記載のとおり、印刷したものを納入すること。

(1) ニーズ調査報告書等

- ・ニーズ調査報告書 (Word 及び Pdf)

※印刷し、製本したものを 50 部作成し納入すること (A 4 判で最大 200 頁まで)

- ・調査票の原稿 (Word 及び Pdf)
- ・調査票の回答を入力したローデータ (Excel 又は Csv)
- ・報告書に収録されたグラフや単純集計、クロス集計のデータ (Excel 又は Csv)

(2) 次期こどもいきいき未来計画 計画書

- ・計画書

※印刷し、製本したものを 100 部作成し納入すること (A 4 版、カラー印刷)

- ・計画書デジタルブック版
- ・概要版

※印刷し、製本したものを 1,000 部作成し納入すること (A 4 版、カラー印刷、8 項)

- ・概要版デジタルブック版

(3) その他

- ・次期計画等の効果的な制作・広報のために作成した成果品。

9. 業務の完了

納品後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10. 法令順守

(1) 個人情報の保護

この契約による業務を処理するため個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。) 第 2 条第 1 項に規定する個人情報 (以下「個人情報」という。) を取り扱う場合は、個人情報保護法及び次の事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

- ① 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ② 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(2) 不当介入に対する措置 (八尾市契約関係暴力団排除措置要綱)

- ① 受託者及び下請人等が契約履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第 9 条第 2 項に基づき、速やかに市に報告するとともに、警察への届出をすること。
- ② 上記①の報告義務を怠ったと認められるときは、指名停止措置を行うものとする。
- ③ 受託者及び下請人等が上記①の不当介入を受け、上記①の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延長等の措置を講じることはできる。

11. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、子ども・子育て支援法その他の関係法令及び規程等に準拠すること。
- (2) 本業務履行の過程において、受託者が作成した基礎データ等資料を市が求めた場合は、受託者は可能な限り資料の提供に対応すること。
- (3) 本業務履行の過程において、市又は受託者が必要と認める場合には適宜協議を行うものとする。
- (4) 契約締結後、速やかに工程表を提出して、市と協議を開始するとともに、工程表に基づき適正な工程管理を行わなければならない。また、市が本業務履行の進捗状況の報告を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。
- (5) 本業務の遂行のために市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。
- (6) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、市と事業者が協議のうえ決定するものとする。